平成２２年（フ）第４６２号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東２丁目25番10号
債務者　寺西　浩二
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４７４号
大阪府岸和田市戎町８番63―106号
債務者　濱里喜代治
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４７６号
大阪府阪南市光陽台１丁目１番７号―111号
債務者　新井さやか
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４７８号
大阪府泉南市樽井６丁目20番２―501号
債務者　形部　優子（旧姓岸）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４８０号
大阪府泉佐野市中町１丁目４番25号糀谷アパート
債務者　三好喜代美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４８１号
大阪府泉大津市森町２丁目20番14号、前住所大阪府堺市堺区大浜南町１丁２番８―308号
債務者　新矢　　京（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
兵庫県西脇市下戸田８－３、住民票上の住所兵庫県小野市王子町846番地の25
債務者　妹尾　雅子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第３８７号
香川県小豆郡小豆島町草壁本町220番地17町営住宅草壁コーポ205号室
債務者　丸鳩　信也
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１１０号
香川県丸亀市綾歌町岡田西1152番地10
債務者　嶋田　誠二
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１１６号
香川県高松市浜ノ町48番８号
債務者　三木　孝子（旧姓細谷）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１２６号
香川県高松市伏石町2017番地３
債務者　佐藤　裕介
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１６３号
香川県高松市木太町2668番地１デイドリーム405号室
債務者　上河　左苗
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１７０号
香川県高松市国分寺町新居424番地５
債務者　松花美佐子（旧姓神高）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１７３号
香川県高松市仏生山町甲1631番地仏生山ハイツ１―102
債務者　黒川　　巖
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１８０号
香川県高松市元山町1029番地県営住宅高松元山団地７棟103号
債務者　中村　良子（旧姓北田）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２２号
香川県三豊市詫間町詫間450番地
債務者　堂下　章二
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第２３号
香川県三豊市詫間町詫間450番地
債務者　堂下みどり
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第４２号
長崎県西彼杵郡長与町まなび野３丁目４番地２―102号
債務者　加藤　幸恵
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係